

議決権行使の基本方針

1. 議決権行使に関する基本的な考え方

当社は議決権行使にあたり、忠実義務および善管注意義務などからなる受託者責任を誠実に果たすことを目的に行使を行います。

議決権行使は受益者および顧客の利益を図るためののみ行い、それ以外の第3者の利益を図る目的で議決権行使は行いません。また、別に定めております『コーポレートガバナンス原則』に基づいて、投資先企業に対して株主利益の重視、長期安定的な企業価値の増大を目指した経営を行うよう促してまいります。

2. 議決権行使に係る体制及び意思決定プロセス

議決権行使に係る意思決定および指図は、運用委員会から議決権行使に関する権限を委嘱された議決権行使会議が行います。議決権行使会議は必要に応じて随時開催されます。

議決権行使会議は運用委員会の承認を得たスクリーニング基準などにより抽出された議案について、受益者または顧客の利益を損なう可能性の有無、その他重要事項について精査し、「賛成」「反対」または「棄権」の意思決定を行い指図します。

なお、外部の専門代行機関を活用することにより、議決権行使が効率的かつ効果的に行えと判断される場合は、代行機関から各議案に対する行使内容について提示を受け、当社のコーポレートガバナンス原則などに照らして検討を要する場合は、議決権行使会議において審議し、必要に応じて修正などを加えた行使内容を代行機関に指図します。

3. 『スクリーニング基準』および『議決権行使における具体的検討項目』

(1) 『スクリーニング基準』の骨子

以下に該当する銘柄に関しては、議案を精査する

反社会的行為や法令などの不祥事が認められる場合

株価水準、株価パフォーマンスが長期に亘り低迷している場合

業績不振や株主還元の問題がある場合



(2)『議決権行使における具体的検討項目』の骨子

以下に該当する銘柄に関しては、議案に反対または棄権を検討する

監査意見が無限定適正ではない場合

剰余金処分において、適正な利益配分がなされていない場合

取締役・監査役の選任において、不適切な人選が認められた場合

買収防衛策において、取締役会に独立性が保たれない場合

役員報酬改定及び退職慰労金支給において、合理性を欠く場合

ストックオプション付与において、株式価値の大幅な希薄化に繋がる場合

その他議案において、既存株主の利益を損ねたり、株価低迷に繋がるおそれがあると判断される場合

4. 投資一任契約に係る議決権行使について

投資一任契約については、契約に際して当ガイドラインを顧客に提示し議決権行使の方針について主体的、合理的な調整を行い、各契約ごとに議決権の行使に係る権限の所在、範囲および方法を明確にします。

以上

